

横須賀市報

第1860号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規則

- ◇コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… 15105
- ◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正…………… //

告示

- ◇収納事務の委託について…………… //
- ◇指定納付受託者の指定について…………… //
- ◇指定管理者の指定について…………… 15106
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… //
- ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… //
- ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… 15107
- ◇生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止について…………… //
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… 15108
- ◇除却広告物等の保管について…………… //
- ◇自転車等放置禁止区域の変更について…………… //
- ◇放置自転車等の移動について…………… 15111
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
- ◇道路の占用を制限する区域の指定について…………… 15112
- ◇指定管理者の指定期間の変更について…………… //

公告

- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇不動産参加差押通知書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇交付要求通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… 15113
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇建築基準法の規定による公告対象区域内における建築物の認定取消しについて…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… 15114
- ◇追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧について…………… //
- ◇行旅死亡人について…………… //
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… //
- ◇農用地利用集積計画について…………… 15115
- ◇農用地利用集積計画について…………… //

上下水道局告示

- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… //

選挙管理委員会告示

- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…………… 15116
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…………… //
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…………… //
- ◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について…………… //

規則

横須賀市規則第1号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。
令和5年3月27日

横須賀市長 上地 克明

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第10号）第4条の規定の施行期日は、令和5年4月1日とする。

横須賀市規則第2号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年3月27日

横須賀市長 上地 克明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成21年横須賀市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第6条第6項」を「同法第6条第6項」に改める。

第3条の2第2号中「急傾斜地崩壊危険区域」の次に「（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。次号において「土砂法」という。）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域に該当する区域に限る。）」を加え、同条第3号中「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」を「土砂法」に改める。

附則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

横須賀市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。
令和5年3月27日

横須賀市長 上地 克明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都中央区 京橋二丁目2 番1号	株式会社さとふる 代表取締役 藤井 宏明	地方税法第37条の2 第1項第1号及び第 314条の7第1項第 1号に定める寄附金 (横須賀応援ふるさと納税に限る。)

2 委託の期間

令和5年3月17日から同月31日まで

横須賀市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項

の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年3月17日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年3月17日から同月31日まで

横須賀市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、芸術劇場及びベイスクエア・パーキングの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
(1) 芸術劇場条例（平成5年横須賀市条例第36号）第2条に掲げる施設

(2) ベイスクエア・パーキング条例（平成24年横須賀市条例第18号）第2条に掲げる施設

- 2 指定管理者
横須賀市本町3丁目27番地
公益財団法人横須賀芸術文化財団
理事長 木 村 忠 昭

3 指定期間
令和6年4月1日から令和14年3月31日まで

- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) 舞台芸術及び音楽芸術に関する事業の企画及び実施に関すること。
(4) 舞台芸術及び音楽芸術に関する団体の育成に関すること。
(5) 舞台芸術及び音楽芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
(6) その他協定に定める業務

横須賀市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月28日	興寿苑 訪問看護ステーション	横須賀市池上6丁目5番21号	訪問看護	横須賀市池上六丁目5番21号 社会福祉法人興寿会 理事長 石 黒 敬 史

横須賀市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月28日	興寿苑 訪問看護ステーション	横須賀市池上6丁目5番21号	介護予防訪問看護	横須賀市池上六丁目5番21号 社会福祉法人興寿会 理事長 石 黒 敬 史

横須賀市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年3月1日	ながさわ INN	横須賀市長沢1丁目13番4号	短期入所	横須賀市長沢一丁目13番3号 社会福祉法人クオレ 理事長 高 屋 淳 彦
同	E r u p i s u	横須賀市久里浜4丁目13番13号	就労継続支援A型	横須賀市久里浜四丁目13番13号 合同会社大志企画 代表社員 荒 古 純 一
同	ヨッピーの家	横須賀市馬堀町3丁目15番15号	共同生活援助	東京都大田区中馬込一丁目1番15号 株式会社 I B Y 代表取締役 中 西 勇 太

横須賀市告示第49号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地

令和5年 3月1日	寺 本 裕 明	整形外科	肢体不自由	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	諸 星 隆 夫	呼吸器外科	呼吸器機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	佐 野 太 一	心臓血管外科	心臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	田 島 泰	心臓血管外科	心臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	玉 井 宏 一	心臓血管外科	心臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地

横須賀市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和5年3月1日	新成薬局本町店	横須賀市本町1丁目11番地4	薬局	育成医療及び更生医療
同	のぞみ薬局	横須賀市安浦町3丁目24番地2	薬局	育成医療及び更生医療
同	オリーブ薬局	横須賀市池上5丁目1番5号	薬局	育成医療及び更生医療
同	わかば薬局大津店	横須賀市大津町1丁目16番26号	薬局	育成医療及び更生医療
同	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2番51号	訪問看護	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる介護機関から指定介護機関の事業を廃止した旨の届出がありました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	名 称	所 在 地	廃止する介護の種類
令和4年2月28日	サンライズファミリークリニック	横須賀市武1丁目20番17号ライフコート横須賀武山クリニックビル3階	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
同	サンライズファミリークリニック	横須賀市武1丁目20番17号ライフコート横須賀武山クリニックビル3階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和4年3月31日	衣笠診療所	横須賀市平作8丁目14番1号	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
同	訪問看護ステーションはまゆう	横須賀市池田町4丁目4番1号	訪問看護 介護予防訪問看護
同	横須賀市鴨居介護相談センター	横須賀市鴨居3丁目11番11号	居宅介護支援
令和4年5月18日	デイ まちにて	横須賀市安浦町1丁目1番地	介護予防通所介護
令和4年5月31日	横須賀あじさい園 デイサービスセンター	横須賀市粟田2丁目20番1号	通所介護
令和4年6月20日	ホームケアセンター大津	横須賀市大津町1丁目13番16号オーシャンハイツ1F	通所介護 介護予防通所介護
令和4年6月30日	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号	訪問看護 介護予防訪問看護
令和4年8月31日	久里浜めぐみサポート	横須賀市久里浜1丁目11番7号	居宅介護支援
同	リハビリデイセンター悠林	横須賀市林2丁目1番31号	通所介護
令和4年9月30日	十愛	横須賀市光風台35番19号	居宅介護支援

令和4年10月31日	あゆみ福祉サービス	横須賀市長坂3丁目3番5号	訪問介護 居宅介護支援
令和4年12月31日	ケアサービスそうわ	横須賀市舟倉2丁目6番1号ダイ アパレス久里浜フローラルガーデン1102	居宅介護支援

~~~~~  
横須賀市告示第52号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定<br>年月日   | 名 称               | 所 在 地              |
|--------------|-------------------|--------------------|
| 令和5年<br>2月1日 | コトブキ調剤薬局 横<br>須賀店 | 横須賀市船越町1丁目12<br>番地 |

~~~~~  
横須賀市告示第53号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の 名称又は 種類	広告物 等の数 量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	2	久比里1丁目地内	令和5 年2月 1日か ら同月 28日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て2週 間
立看板等	3	二葉1丁目及びハイランド3丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~  
横須賀市告示第54号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第8条第1項の規定に基づき、次の自転車等放置禁止区域の指定を変更します。

なお、新たに自転車等放置禁止区域として指定された日以後、当該区域内に自転車等が放置されているときは、同条例第10条第2項の規定により当該自転車等を保管場所に移動します。

令和5年3月27日

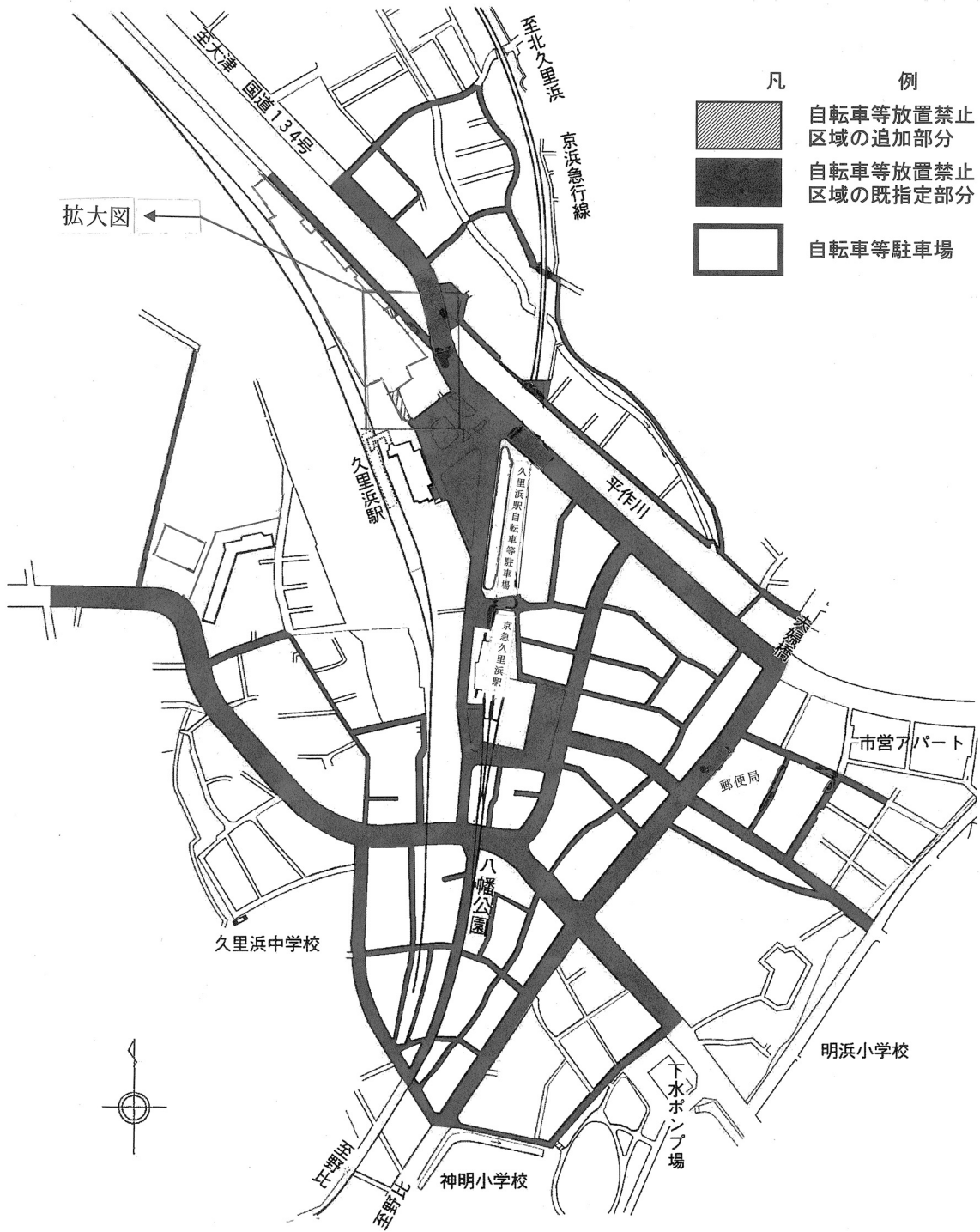
横須賀市長 上 地 克 明

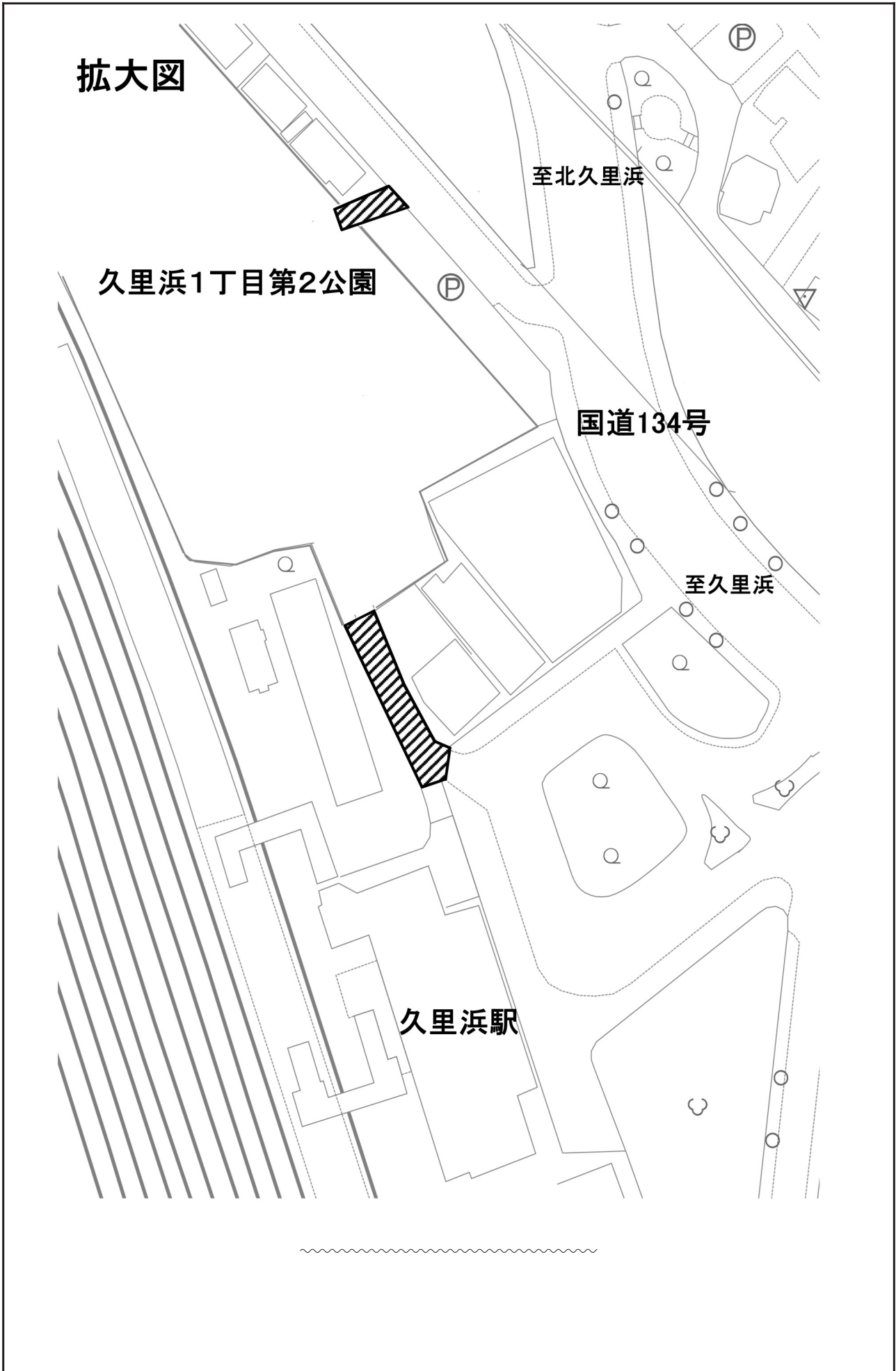
| 指 定<br>年月日   | 区 域 名            | 区域図        |
|--------------|------------------|------------|
| 令和5年<br>4月1日 | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 別図の<br>とおり |



別図

久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域





横須賀市告示第55号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基

づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日             | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                                                                                     | 保 管 場 所                     |
|-----------------------|-------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                       | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                                                                                    |                             |
| 令和5年2月1日から<br>同月28日まで | 台<br>40     | 台<br>6           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                    | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                     | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                   | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                    | 同                           |
| 同                     | 30          | 0                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                 | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                  | 同                           |
| 同                     | 1           | 2                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                    | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                     | 10          | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                  | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                  | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 12          | 1                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                     | 26          | 2                | 夏島町、追浜町1丁目、汐入町1丁目・5丁目、平成町2丁目、安浦町1丁目、三春町3丁目、富士見町3丁目、深田台、上町3丁目、不入斗町3丁目、汐見台2丁目、佐野町1丁目・6丁目、公郷町3丁目・4丁目、池上5丁目、平作7丁目、馬堀海岸1丁目、鴨居4丁目、東浦賀1丁目、佐原5丁目、長井2丁目、林1丁目・2丁目及び武1丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                     | 2           | 0                | 堀ノ内駅自転車等駐車場                                                                                                                                                        | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 0           | 1                | 北久里浜駅第3自転車等駐車場                                                                                                                                                     | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第56号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年3月27日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                  | 敷 地 の 幅 員       | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|-----------------|--------------|
| 2,936 | 旧   | 長沢4丁目1268番の3地先から<br>長沢4丁目1286番の1地先まで | メートル<br>2.2～2.9 | メートル<br>44.0 |

|   |                                      |          |      |
|---|--------------------------------------|----------|------|
| 新 | 長沢4丁目1269番の2地先から<br>長沢4丁目1286番の1地先まで | 2.2~ 2.7 | 15.5 |
|---|--------------------------------------|----------|------|

横須賀市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路 線 名                          | 占用を制限する区域                       |
|-------|--------------------------------|---------------------------------|
| 市 道   | 613、614、<br>615、688<br>及び7,186 | 安浦町2丁目2番地先から<br>安浦町2丁目33番地先まで   |
|       |                                | 安浦町2丁目1番地先から<br>安浦町2丁目2番地先まで    |
|       |                                | 安浦町2丁目5番地先から<br>安浦町2丁目3番地先まで    |
|       |                                | 平成町2丁目14番地先から<br>日の出町3丁目14番地先まで |
|       |                                | 平成町2丁目14番地先から<br>日の出町3丁目20番地先まで |
| 市 道   | 4,263                          | 久里浜8丁目29番地先から<br>久里浜9丁目1番地先まで   |
| 市 道   | 6,836                          | 山中町65番地先から<br>池上6丁目3番地先まで       |
| 市 道   | 7,755                          | 池上7丁目10番地先から<br>衣笠栄町1丁目1番地先まで   |
| 市 道   | 7,756                          | 公郷町2丁目11番地先から<br>根岸町3丁目5番地先まで   |
| 市 道   | 7,757                          | 池田町5丁目15番地先から<br>佐原2丁目765番地先まで  |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月31日

横須賀市告示第58号

漁港区域内駐車場の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の2に規定する漁港区域内駐車場

2 指定管理者

横須賀市本町2丁目1番地

公益社団法人横須賀市シルバー人材センター

理事長 山 田 洋

3 指定期間

変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

変更後 平成30年4月1日から令和5年9月30日まで

公 告

横須賀市公告第48号 (令和5年3月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第49号 (令和5年3月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る参加差押通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第50号 (令和5年3月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第51号 (令和5年3月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第52号 (令和5年3月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目        | 備 考                      |
|-------|------------|--------------------------|
| 令和4年度 | 介護保険料納入通知書 | 2月分の納期限は、令和5年3月31日に変更する。 |

(別紙略)



横須賀市公告第53号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別    | 発付年月日     |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 令和4年度 | 介 護 保 険 料 | 12 月 分 | 令和5年1月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第54号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                              |
|-------|------------------|----------------------------------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 1月分の納期限は、令和5年3月31日に変更する。         |
| 令和4年度 |                  | 12月分から2月分までの納期限は、令和5年3月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第55号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考 |
|-------|------------------|-----|
| 令和3年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |
| 令和4年度 |                  | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第56号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法

律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|---------|--------|------------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 11 月 分 | 令和4年12月28日 |
|       |         | 12 月 分 | 令和5年1月31日  |

(別紙略)

横須賀市公告第57号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調査書の本送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第58号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書の本送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第59号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別            | 月 別    | 発付年月日     |
|-------|----------------|--------|-----------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療<br>保険料 | 12 月 分 | 令和5年1月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第60号 (令和5年3月14日 掲 示 済)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告します。

令和5年3月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 取 消 番 号 | 取 消 年 月 日 | 対 象 区 域            | 申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名                         |
|---------|-----------|--------------------|---------------------------------------------|
| 令4第2号   | 令和5年3月14日 | 横須賀市久里浜6丁目642番2の一部 | 横浜市中区北仲通五丁目57番地横浜第二合同庁舎<br>南関東防衛局長<br>山 野 徹 |

横須賀市公告第61号 (令和5年3月17日) 掲 示 済  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 令和5年3月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許可年月日及び許可番号          | 工事完了検査済証交付年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名        |
|----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 令和5年1月31日<br>令4開第13号 | 令和5年3月10日<br>令4第17号 | 横須賀市長井1丁目701番10ほか1筆 | 横須賀市長井1丁目12番28号<br>嘉山祥一 |

横須賀市公告第62号 (令和5年3月24日) 掲 示 済

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第16条第1項の規定により、追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の事業計画を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する方又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年3月24日

横須賀市長 上 地 克 明

- 縦覧期間  
令和5年3月27日から同年4月10日まで
- 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所  
横須賀市経営企画部まちづくり政策課

横須賀市公告第63号 (令和5年3月27日) 掲 示 済

次のとおり行旅死亡人があったので、心当たりの方は申し出てください。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 本籍・住所・氏名  
不詳
- 性別・年齢  
男性、年齢不詳
- 特徴  
腰部から上部がなく、腰部からかかとまでの長さ122センチメートル位、足長24.5センチメートル位
- 着衣  
灰色長ズボン、白色と青色と水色のチェック柄トランクス、靴下(右足のみ)
- 発見の日時  
令和4年7月20日午前10時55分頃
- 発見の場所  
返子市小坪5丁目23番16号リビエラ返子マリーナ前面海域
- 死亡の日時  
令和4年7月上旬頃(推定)
- 死亡の場所  
不詳
- 死亡の原因  
不詳
- 遺留金品  
なし

記の2

- 本籍・住所・氏名  
不詳

- 性別・年齢  
男性、20歳代から30歳代
- 特徴  
身長161センチメートル位、体格普通
- 着衣  
黒色半袖シャツ、暗緑色長袖Tシャツ、青色ジーンズ、黒色股引、黒色トランクス、黒色靴下、黒色スニーカー
- 発見の日時  
令和4年10月15日午前10時54分頃
- 発見の場所  
横須賀市泊町地先横須賀港西防波堤灯台から真方位30度1,320メートル付近海上
- 死亡の日時  
令和4年10月上旬(推定)
- 死亡の場所  
不詳
- 死亡の原因  
溺死(推定)
- 遺留金品  
なし

記の3

- 本籍・住所・氏名  
不詳
- 性別・年齢  
男性、50歳以上
- 特徴  
身長155センチメートル位
- 着衣  
青色ジャンパー、革製ベルト、おむつ様、灰色靴下(左足のみ)
- 発見の日時  
令和5年1月28日午後零時40分頃
- 発見の場所  
横須賀市泊町地先横須賀港西防波堤灯台から真方位154度1,750メートル付近海上
- 死亡の日時  
令和4年12月頃(推定)
- 死亡の場所  
不詳
- 死亡の原因  
不詳
- 遺留金品  
なし

横須賀市公告第64号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
 横 濱 横 須 賀 ・ 192

横須賀市公告第65号 (令和5年3月27日) 掲 示 済

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和5年3月27日からその供用を開始します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 名 称         | 位置(代表地番)         | 区 域    | 面 積               |                   |
|-------------|------------------|--------|-------------------|-------------------|
|             |                  |        | 変 更 前             | 変 更 後             |
| 武3丁目都市林     | 横須賀市武3丁目4154番    | 別図のとおり | 平方メートル<br>112,058 | 平方メートル<br>122,277 |
| 津久井5丁目第4都市林 | 横須賀市津久井5丁目3084番1 | 別図のとおり | 48,364            | 52,944            |
| 津久井5丁目第5都市林 | 横須賀市津久井5丁目3610番  | 別図のとおり | 42,878            | 52,405            |
| 長坂緑地        | 横須賀市芦名3丁目1460番   | 別図のとおり | 686,752           | 778,306           |

(別図略)

横須賀市公告第66号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市芦名1丁目693番2及び693番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市桜山7丁目1395番192号  
栗 田 陽 一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名2丁目18番9号  
西 村 和 孝

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1588番、1589番、1590番、1591番及び1592番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町上宮田1668番地  
長 嶋 真 人
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目25番21号  
原 益 男

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目2579番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目28番21号  
原 健 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目27番10号  
高 橋 初 子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井5丁目3205番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目37番3号  
齋 藤 真 吾
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目49番3号  
穂 本 幸 正

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目4687番10及び4687番14
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町三戸2555番地  
三 上 和 利
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目4番28号  
梶ヶ谷 貞 夫

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目4156番2及び4157番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目12番12号  
嘉 山 明
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目25番6号  
早 川 進

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目91番1、91番2及び92番

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目17番4号  
株式会社アグリシエアビレッジ  
代表取締役 原 田 大 志
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目17番9号  
原 田 久 翁

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目59番、60番、67番、511番、522番及び1849番1並びに須軽谷字下耕地688番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目10番34号  
原 田 幸 久
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目10番34号  
原 田 良 二

横須賀市公告第67号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年3月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字扇山1243番及び1248番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町菊名497番地1  
鈴 木 英 輔
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷1209番地  
角 井 和 雄
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の住所及び名称  
横浜市中央区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業公社  
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第10号 (令和5年3月27日 掲 示 済)

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、令和5年4月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称                  |
|------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 緑が丘の一部           | 別図のとおり  | 合流式     | 横須賀市三春町2丁目1番地<br>横須賀市下町浄化センター |
| 久里浜1丁目の一部        |         | 分流式     | 横須賀市長坂2丁目2番2号<br>横須賀市西浄化センター  |
| 長井3丁目の一部         |         |         |                               |

(別図略)

## 選挙管理委員会告示

### 横須賀市選挙管理委員会告示第2号 (令和5年3月1日) 掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,658です。

令和5年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第3号 (令和5年3月1日) 掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、110,968です。

令和5年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第4号 (令和5年3月1日) 掲 示 済

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,484です。

令和5年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第5号 (令和5年3月1日) 掲 示 済

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に執行の神奈川県知事選挙並びに令和5年4月23日執行の横須賀市議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定めます。

令和5年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

登録の移替えを延期する期間

神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙

令和5年3月11日から神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙の期日まで

横須賀市議会議員選挙

令和5年3月31日から横須賀市議会議員選挙の期日まで